

●令和7年度 監査テーマ 枚方市と民間事業者その他の団体との「連携」に係る財務事務の執行について

～非営利セクターの拡大を踏まえた行政サービスのアップデートの観点からの検証～

○ 包括外部監査結果に対する措置について

第4 政策推進課が所管する各種連携制度及びPFS、企業版ふるさと納税に関する監査の結果及び意見

4. PPP／PFI

(3)施設整備課に係る監査の結果及び意見(個別意見)

No.	項 目	監査結果（要旨）	担当部署	結果への対応（R8.4末現在）	区分
1	要求水準を満たしているかについての測定・モニタリング方法について 〔報告書33～34ページ〕	枚方市小中学校体育館空調設備整備ＤＢＯ事業に関し、モニタリング資料について確認したところ、室内温度の測定について、空調の非稼働時間も含めた平均温度を集計していた。後に、稼働時間１時間ごとの測定に変更されたとのことであったが、ＤＢＯ事業におけるモニタリングという重要な事項にもかかわらず、その協議内容及び日時が分かる記録が残されていなかった。事業契約書上、要求水準の確認を行う測定・モニタリングは令和７年度から開始となっており、令和６年度は対象期間外ではあるが、市として、要求水準に合致しているかという契約履行の確認の観点からの検証は必要であると考えられる。現在、モニタリングが本格実施されていることに鑑み、ＤＢＯ事業が要求水準に適合していることについて適切な文書化をされたい。	施設整備課	令和７年度からのモニタリングの開始以降、市の要求水準に適合していることを令和７年１０月に業務報告時の報告書から確認している。 また、令和６年度についても、モニタリングの対象期間外ではあるが、市の要求水準に適合していることを令和６年１０月に業務報告時のモニタリングデータより確認している。その上で、監査結果を受け令和７年９月に文書で提出させた。	措置・改善済み

第5 指定管理者制度に関する監査の結果及び意見

2. 個別施設の指定管理者制度に係る事項

(1)スポーツ振興課(総合スポーツセンター)に係る監査の結果及び意見(個別事項)

2	事業報告書(収支報告)の記載誤り 〔報告書47ページ〕	指定管理者は適時に所管部署に対して報告を行い、また所管部署は指定管理者に対する監督機能を十分に発揮し、指定管理者の会計処理について確認・修正することが求められる。特に指定管理事業初年度においては、双方特に留意すべきである。	スポーツ振興課 (総合スポーツセンター)	事業報告書等の提出書類の作成にあたっては、記載誤り等に留意し、正確な情報の記載を徹底するよう令和8年3月に通知した。 また、市においても指定管理者からの提出書類の複数人でのチェックを徹底した。	措置・改善済み
3	事業報告書(提出年月日)の記載誤り 〔報告書47ページ〕	指定管理者は、事業報告書を適切に作成するとともに、市はその内容について十分に確認されたい。	スポーツ振興課 (総合スポーツセンター)	事業報告書等の提出書類の作成にあたっては、記載誤り等に留意し、正確な情報の記載を徹底するよう令和8年3月に通知した。 また、市においても指定管理者からの提出書類の複数人でのチェックを徹底した。	措置・改善済み
4	再委託契約の適切な承認について 〔報告書48ページ〕	再委託の事前承認を徹底されたい。	スポーツ振興課 (総合スポーツセンター)	指定管理者に基本協定書第26条に基づく再委託の事前承認を徹底するよう令和8年3月に通知した。	措置・改善済み
6	消火栓設備への検査済み証の貼付漏れについて 〔報告書49ページ〕	施設の安全性を明確にするため、消防用設備には、点検済証を適切に貼付されたい。	スポーツ振興課 (総合スポーツセンター)	指定管理者に消防用設備の点検済証の貼付けを徹底するよう指示し、令和7年12月に対応済であることを確認した。	措置・改善済み
7	AEDの管理について 〔報告書49ページ〕	現状の管理方法は緊急時に、誰でも、すぐにAEDを取り出せないおそれがあるため、AEDの保管方法について見直されたい。	スポーツ振興課 (総合スポーツセンター)	包括外部監査の現地調査当日に、誰でも、すぐにAEDを取り出せる保管場所に変更した。	措置・改善済み
8	自主事業の適切な承認について 〔報告書50ページ〕	自主事業の承認関係手続について適切にされたい。	スポーツ振興課 (総合スポーツセンター)	指定管理者に基本協定書第28条に基づく自主事業の事前承認を徹底するよう令和8年3月に通知した。	措置・改善済み
9	指定管理者の制服におけるネーム表示について 〔報告書51ページ〕	このような実態は仕様書違反であるが、指定管理者の名称は一般に公表されていることもあり、「指定管理者のネームは入れない」という制限の必要性の再検討も含めて適切に対応されたい。	スポーツ振興課 (総合スポーツセンター)	指定管理者に仕様書の記載事項を遵守するよう令和8年3月に通知した。 通知後には、指定管理者より「従業員に対し配慮するよう指示をした。」との報告を受けている。	措置・改善済み
10	施設利用料金に係る条例等の定めと実態との不整合について 〔報告書52ページ〕	規則改正によって、規則と実態の利用料金の定めの不整合を解消されたい。 これらは規則の見直しが長年されていなかったものであり、指定管理者選定前など定期的に条例、規則を見直すなど条例、規則は定期的に見直しされたい。	スポーツ振興課 (総合スポーツセンター)	指定管理者との確認・協議を踏まえ、令和8年3月に規則改正を行った。	措置・改善済み

(2)障害企画課(枚方市立障害者社会就労センター)に係る監査の結果及び意見(個別事項)

No.	項 目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R8.4末現在)	区分
11	再委託契約の適切な承認について 〔報告書54ページ〕	再委託の事前承認を徹底されたい。	障害企画課(枚方市立障害者社会就労センター)	指定管理者に対し、再委託の際には、必ず市に書面による事前承認を求めるよう、令和7年12月に指示した。	措置・改善済み
13	事業報告書(収支報告)に記載する収支の範囲について 〔報告書55～56ページ〕	市は収支報告の内容について不自然な点がないか確認するとともに、指定管理者業務として適切な報告になるよう指定管理者に指示されたい。	障害企画課(枚方市立障害者社会就労センター)	収支報告書の内容については、令和7年12月に指定管理者と協議を行い、法人会計と指定管理業務に係る会計を区別し、適切な収支報告になるよう指示した。	措置・改善済み

第6 業務委託及びNPO活動支援に関する監査の結果及び意見

2. 特命随意契約による業務委託

(1)広報プロモーション課に係る監査の結果及び意見(個別事項)

No.	項 目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R8.4末現在)	区分
17	事業の実績報告について 〔報告書66ページ〕	委託契約は委託業務の履行報告をもって完了し、契約金額が支払われることから、業務の履行報告の方法について明確に規定又は記録化されたい。	広報プロモーション課	令和8年1月分の契約から、業務の履行報告の方法や納品すべき成果物などを具体的に仕様書に記載した。	措置・改善済み

(3)観光交流課に係る監査の結果及び意見(個別事項)

No.	項 目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R8.4末現在)	区分
19	収益事業の収支差額及び使用状況の年度報告について 〔報告書75～77ページ〕	業務仕様書に従い、受託者に帰属した収益の金額を年度報告書に記載するよう求める必要がある。 また、業務仕様書において、年度報告として次年度に市の観光施策の推進に資するように使用する必要がある金額の報告も求めることが望まれる。	観光交流課	令和6年度分の報告書から、収益だけでなく、「観光施策に資する取り組み」に係る支出内訳や繰越金についても記載を行った。	措置・改善済み
20	受託者への有料会員登録を要件とすることについて 〔報告書77～78ページ〕	市内事業者が商品の販売を委託するに際し受託者への有料会員登録を要件としないよう改めるとともに、受託者のホームページの記載も改める必要がある。	観光交流課	委託販売の契約内容について、受託者への有料会員登録を要件から外した。ホームページの記載内容についても令和8年2月26日付で修正を行った。	措置・改善済み

(4)健康福祉政策課に係る監査の結果及び意見(個別事項)

No.	項 目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R8.4末現在)	区分
21	随意契約理由について 〔報告書88～89ページ〕	随意契約理由書は、市民にも公表されるものであることから、実態に即した内容を記載する必要がある。	健康福祉政策課	認識違いにより実態と異なる記載となってしまったため、担当者への確認指導の強化、関係機関への確認、上長等による内容確認体制の強化に努めた。	措置・改善済み

(5)障害企画課に係る監査の結果及び意見(個別事項)

No.	項 目	監査結果（要旨）	担当部署	結果への対応(R8.4末現在)	区分
22	個人情報の保護に係る誓約書の不備について 〔報告書90～91ページ〕	「障害者活動支援事業委託契約書」に従い、署名した日付が記載された誓約書を入手する必要がある。	障害企画課	署名した日付が記載された誓約書を令和8年4月に入手した。また、誓約書等の提出書類については、記載漏れ等がないよう、委託事業者に指示するとともに、市においても提出書類の確認を徹底する。	措置・改善済み
23	委託事業の実績報告について 〔報告書91～92ページ〕	「障害者活動支援事業委託仕様書」の事業に、行事開催への障害者の関与を記載の上、行事開催への関与状況について実績の報告を求める必要がある。	障害企画課	「障害者活動支援事業委託仕様書」の事業内容において、障害者の行事への関与について明記し、令和8年度実績分より、関与状況についての報告を求める。	措置・改善済み

4. NPO活動支援

(1)市民活動課に係る監査の結果及び意見(個別事項)

No.	項 目	監査結果（要旨）	担当部署	結果への対応(R8.4末現在)	区分
24	委託業務の適法性について 〔報告書100～101ページ〕	仕様書の業務内容から税務相談業務を除外する必要がある。	市民活動課	令和8年度の仕様書の業務内容から税務相談業務の記載を除外した。	措置・改善済み

第7 補助金・負担金に関する監査の結果及び意見

2. 部署別の補助金事務に関する監査の結果

(1)市民活動課に係る監査の結果及び意見(個別事項)

No.	項 目	監査結果（要旨）	担当部署	結果への対応(R8.4末現在)	区分
25	補助を受けた自治会館の処分等の取扱いについて 〔報告書107～108ページ〕	過去に補助を受けた資産を処分した場合の取扱いについて、その対応方法を検討されたい。	市民活動課	従前より枚方市補助金等交付規則第18条及び第19条で返還について規定しているが、令和8年4月の自治会館建設等助成金制度の改正にあわせ、自治会館建設等助成金交付規則第1条に下線部を追記することで、地方自治法に規定する補助金であり、枚方市補助金等交付規則第18条及び第19条の規定を適用する補助金であることを明確化し、市民によりわかりやすくなるよう文言整理を行った。 (目的) 第1条 この規則は、住民自治組織が単独又は連合で自治会館の建設等を行う場合に、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第232条の2の規定による補助として自治会館建設等助成金(以下「助成金」という。)</u>を交付することにより住民自治の振興を図ることを目的とする。	措置・改善済み

(2)スポーツ振興課に係る監査の結果及び意見(個別事項)

No.	項 目	監査結果（要旨）	担当部署	結果への対応(R8.4末現在)	区分
26	収支決算書の収入計上漏れについて 〔報告書110ページ〕	収入の部への計上漏れがないことも確認する必要がある。	スポーツ振興課	令和7年度の実績報告書の提出書類として、収入内訳がわかる資料を求めた。これを受け、収入内訳を記載した令和7年度の実績報告書が提出され、実施調査において確認を行った。	措置・改善済み
27	補助対象経費の人件費の算定について 〔報告書114ページ〕	令和2年度の包括外部監査の指摘のとおり、人件費の実績額について、補助金交付対象年度の実績を基とした人件費を収支決算書に記載する必要がある。	スポーツ振興課	令和7年度の収支決算書には補助金交付対象年度の実績を基にした人件費の記載を求めた。これを受け、実績を基にした人件費を記載した令和7年度の実績報告書が提出された。	措置・改善済み

(3)健康福祉政策課に係る監査の結果及び意見(個別事項)

No.	項 目	監査結果（要旨）	担当部署	結果への対応(R8.4末現在)	区分
30	再補助の必要性及び補助対象経費の明確化について 〔報告書117ページ〕	再補助が必要な団体であるか否か、再補助対象経費として妥当か否かを判断するガイドライン等を作成し枚方市社会福祉協議会に順守を求める一方、当協議会の判断や検証状況について市側でも確認する必要がある。	健康福祉政策課	ガイドライン及び補助金の使途を明確化するための報告書様式の作成を行い、令和8年2月18日に再補助先へ周知した。	措置・改善済み
32	人件費の実績報告の誤りについて 〔報告書123ページ〕	人件費算定の確からしさについては、実地調査を行わなくても把握が可能であるため、「枚方休日歯科急病診療所事務報告」の従事実績と決算書に計上されている人件費の金額に不整合がないことを毎年度確認する必要がある。	健康福祉政策課	毎年、報酬単価を確認した上で、人件費の実績額を計算し、決算額との整合性を確認することとし、令和7年度枚方休日歯科急病診療所決算書においても、人件費の実績額と決算額を、令和8年4月27日に確認した。	措置・改善済み

(4)障害企画課に係る監査の結果及び意見(個別事項)

No.	項 目	監査結果（要旨）	担当部署	結果への対応(R8.4末現在)	区分
33	人件費の実績報告の誤りについて 〔報告書126～127ページ〕	実地検査を実施しない年度においても「障害者（児）歯科診療事務報告」の従事実績と決算書に計上されている人件費の金額に不整合がないことを確認する必要がある。	障害企画課	令和7年9月に実地検査を行い、従事実績と決算書に計上されている人件費の金額に不整合がないことを確認した。	措置・改善済み
34	「枚方市障害者（児）歯科診療運営補助金交付要領」の改訂について 〔報告書127ページ〕	実態に即して「枚方市障害者（児）歯科診療運営補助金交付要領」を改訂する必要がある。	障害企画課	診療所の移転に伴い「枚方市障害者（児）歯科診療運営補助金交付要領」を令和7年9月に改訂した。	措置・改善済み
35	補助対象経費の妥当性について 〔報告書128～130ページ〕	補助金支給対象経費として妥当な単価や金額であるか検証するとともに、補助対象経費として社会通念上妥当と認められない内容や、当事業の実施に必要不可欠であると裏付けできないもの、当事業に関与していない人員や期間に係る研修費用等を補助対象から除外するために補助対象経費、及び補助対象外経費を明確化する必要がある。	障害企画課	令和7年9月に実地検査を行い、帳簿や帳票の確認をすることで、補助金支給対象経費として妥当な内容であるか検証を行った。 補助対象経費については、「枚方市障害者（児）歯科診療運営補助金交付要領」に規定しているが、補助金交付においては、より厳格な対応が求められることから、引き続き実地検査による帳簿や帳票の確認を行う。	措置・改善済み

3. 部署別の負担金に関する監査の結果
(2) 観光交流課に係る監査の結果及び意見(個別事項)

No.	項 目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R8.4末現在)	区分
36	負担金に係る収支差額の取扱いについて 〔報告書135～136ページ〕	「観光フリーペーパー制作実行委員会規約」に則り、当委員会の議事録を作成し、負担金に係る収支差額の取扱いについて委員会がどのように判断したか事後的に説明できるようにする必要がある。	観光交流課	令和7年8月開催の委員会からは、議事録を作成し、意思決定のプロセスについて記録されていることを確認している。	措置・改善済み

(3) 農業振興課に係る監査の結果及び意見(個別事項)

No.	項 目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R8.4末現在)	区分
37	規約を満たさない負担金の抛出及び改正について 〔報告書141～142ページ〕	現在は実行委員会の承認を条件に、要件を超える開催も可能となっているが、開催規約にしたがって適切な指導を行うとともに、地区ごとの実態や市の開催方針に合わせて、適宜「枚方市ふれあいツアー開催規約」を改正することが望まれる。	農業振興課	地区ごとの実態や市の開催方針などに合わせて「枚方市ふれあいツアー開催規約」を令和8年4月10日に改正した。	措置・改善済み